

第1回審議会 審議結果

1 知事、副知事、議員の給料・報酬、期末手当、退職手当について

(1) 給料・報酬の額

特別職の給料・報酬月額については、人口規模類似県と比較した場合、概ね妥当な水準にあるものと考えられることから、これまでの改定において改定率のベースとしてきた一般職の給与改定率の動向に沿って、引き下げ改定を行うことが適当である。

(2) 期末手当の額

支給月数について、知事、副知事が県の一般職に、正副議長、議員が国の指定職に準じて、それぞれ別に定められる一方で、加算率については、独自に同一の率を用いる特殊な算定方式を採用しており、結果として、人口規模類似県とその水準を比較した場合、知事、副知事については高く、議員については低くなっている。

このため、期末手当の額の算定に当たっては、国及び他の都道府県との均衡に配慮するとともに、二元代表制の下における首長と議員の均衡に配慮する観点からも、多くの県が採用している、同一の算定方式に改定することが適当である。

(3) 退職手当の額

知事、副知事の退職手当の額については、人口規模類似県と比較した場合、知事は、平均額を上回る額となっており、副知事は、ほぼ平均額となっている。

現下の社会経済情勢に鑑み人口規模類似県との均衡に配慮したものとすることが適当である。

2 教育長、代表監査委員、公営企業管理者の給料、期末手当、退職手当について

(1) 教育長

① 給料の額

人口規模類似県と比較した場合、概ね平均的な水準にあるものと考えられるため、知事の給料の改定に準じ、改定することが適当である。

② 期末手当の額

算定方法において、他の都道府県との均衡が図られていないため、その額は、人口規模類似県の平均額と比較しても高くなっている。

このため、知事等の改定に準じ、改定することが適当である。

③ 退職手当の額

人口規模類似県と比較した場合、平均額を上回る額となっており、その均衡に配慮したものとすることが適当である。

(2) 代表監査委員

① 給料の額

人口規模類似県と比較した場合、かなりの高水準となっており、その職務と責任は他の都道府県と基本的に異なるものではないことから、人口規模類似県の平均額をベースに、大幅な減額改定を実施することが適当である。

② 期末手当の額

人口規模類似県と比較した場合、平均額を大きく上回る額となっており、給料額の改定と併せ、算定方法において、知事の改定に準じ、改定することが適当である。

③ 退職手当の額

人口規模類似県と比較した場合、平均額を大きく上回る額となっており、給料額の改定と併せ、人口規模類似県との均衡に配慮したものとすることが適当である。

(3) 公営企業管理者

① 給料の額

公営企業については、各県の状況が大きく異なる中で、単純な比較は難しいものの、人口規模類似県と比較した場合、概ね平均的な水準にあるものと考えられるため、知事の給料の改定に準じ、改定することが適当である。

② 期末手当の額

算定方法において、他の都道府県との均衡が図られていないため、その額は、人口規模類似県の平均額と比較しても高くなっている。

このため、知事等の改定に準じ、改定することが適当である。

③ 退職手当の額

人口規模類似県と比較した場合、平均額を上回る額となっており、その均衡に配慮したものとすることが適当である。

3 行政委員の報酬の在り方について

行政委員の業務の内容や勤務の実態等を把握した上で、審議する必要がある。

このため、事務局において調査を実施し、資料調整の上、次回審議会では説明を受け引き続き審議する。